

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置進捗状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	渡瀬	典幸
静岡県監査委員	大石	哲司

1 包括外部監査の特定事件

平成30年度

「指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成 30 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B 静岡県男女共同参画センター						
意見	<p>①指定管理者の選定について</p> <p>指定管理期間の第 1 期は 3 者が応募したが、第 2～4 期は 1 者応募の状況にある。県男女共同参画センターの運営が主な業務であり、貸会議室運営は副次的な業務であるため、応募者が男女共同参画事業に関する運営ノウハウをもつ者に限られてしまう傾向にあることからやむを得ない面もあると考えられる。</p> <p>しかしながら、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が、第 2 期 (42 日間)、第 3 期 (17 日間)、第 4 期 (26 日間) となっており、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されているとはいえず、参入障壁となっている可能性があると考えられる。</p> <p>指定管理料の決定と議会日程の関係で、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が決定されるとはいえ、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されるよう配慮すべきである。</p>	P34	措置完了	指定管理者の募集については、募集前に行政経営課が開催する「ふじのくに施設紹介フェア」に参加するなど、必要な情報等を提供しているところであるが、より広く参入の可能性を高めるためにも、次期募集においては、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間を十分に確保することとした。	令和 3 年 2 月	男女共同参画課
C 静岡県県民の森施設						
意見	<p>①利用者数の目標について</p> <p>当該施設は、利用者数ではなく、利用料金収入を目標に設定しており、利用者数は宿泊客のみをカウントし、日帰り客は対象となっていない。しかし、設置目的や施設内容に照らせば、どれだけ多くの収入を獲得したのかということよりも、どれだけ多くの県民に利用されているのかということの方が、より重要なポイントではないかと思われる。</p> <p>したがって、担当課は、利用者</p>	P44	措置完了	<p>現在、日帰り客を含めた施設利用者数は、平成 15 年から 17 年までの調査実績を基に宿泊者数に対する日帰り客の割合から参考値として算出している。</p> <p>施設利用者数の適切な算出方法等について再度検証した上で、次期指定管理協定更新時（現協定は令和 4 年 3 月 31 日まで）に静岡県県民の森施設における管理運営業務の基準に示している経営</p>	令和 2 年 5 月	環境ふれあい課

	<p>数のカウント対象に日帰り客も加えると共に、利用者数についても目標を設定し、指定管理者とともに利用者数の増加を図る努力をするべきである。</p>			<p>努力目標に、日帰り客も含めた利用者数を年間利用者目標値に設定することとした。</p> <p>また、②施設のあり方を検討する中で、利用者のニーズに沿った施設の集中化と老朽化施設の更新を行い、利用満足度を高めていくなど、指定管理者とともに利用者数増加に向けた取組を進める。</p>		
<p>意見</p>	<p>②施設のあり方について</p> <p>当該施設は、利用者を特に限定することなく、広く一般県民が野外活動に利用することを目的としているが、利用者は毎年 4,000 人前後にとどまっている。</p> <p>一方で「施設全体の収支差額合計」は、最終的に税金で賄われている維持管理コストであるが、毎年約 40,000 千円が経常的に費やされ、修繕費が膨らむと税金負担はさらに重くなる。この結果、当該施設は、利用者 1 人当たりの税金負担が割高な施設になっている。</p> <p>平成 22 年度に実施された事業仕分けで静岡県民の森施設管理運営費が「要改善」の結果を受け、施設の存続の要否が検討されたが、野外レクリエーションの場として今後も宿泊施設として運営することが望ましいとの結論となった経緯がある。</p> <p>建物木造部の腐食や各種設備の経年劣化が進んでおり、今後、修繕費が増加することが予想される。担当課も中長期的な修繕計画の策定が必要であるという認識を持っているが、まず、どれだけ多くの県民に当該施設が有する価値を提供することができるのかといった視点で、施設のあり方をもう一度議論すべきと考える。</p>	<p>P44</p>	<p>措置完了</p>	<p>平成 30 年度から県と指定管理者で『「県民の森」満足度向上に向けた施設の集中化等のための検討会』を開催し、既存施設の集中化や利用形態の変更等の中長期的な見直しを行っている。平成 30 年度は検討会を 3 回開催し、現状把握、施設の洗い出し、検討項目の整理を行った。</p> <p>令和元年度は、個別施設（テントサイトやトイレ等）の活用や見直しについて対応を進め、老朽化した常設テントサイトの撤去や老朽化し使用頻度の少ないトイレの解体撤去に向けた設計委託を実施した。</p> <p>また、地元住民や周辺施設（リバウエル井川スキー場、南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家）、静岡市と「井川地区野外体験施設連絡協議会」を開催し、地域で連携した魅力的なプログラムの実施に向けて、課題や問題点の洗い出しを行った。</p> <p>協議会による検討結果を取りまとめ、県民の森に関する整備方針及び再整備計画を令和 2 年度末に作成した。</p> <p>引き続き、地域との連携のもと、当該施設の利用促進を図っていく。</p>	<p>令和 3 年 3 月</p>	<p>環境 ふれあい課</p>

D 静岡県コンベンションアーツセンター					
意見	<p>①施設の利用状況（稼働率）の把握について</p> <p>直近5年間における施設全体の稼働率は、概ね8割を確保している。</p> <p>しかしながら、当該稼働率の算定は、施設ごとの利用可能日に1コマでも利用実績があれば実績日数1日としてカウントしており、実際にはすべての施設において午前・午後・夜間の3コマが利用できることを考えると、実態を表した正確な稼働率の算定となっていない。利用前後の準備や清掃のため利用できないコマもあるが、これらも含め利用と考えれば、コマ数での稼働率算定ができるのではないか。</p> <p>施設稼働率は、指定管理業務の評価にあたって数値目標として参照されるものでもあり、より実態に即した正確な稼働率の算定と情報提供が望まれる。</p>	P58	措置完了	<p>令和2年度予算によりコマ数カウント対応のシステム改修を行った。今後は指定管理業務の評価にコマ単位の稼働率を利用することや利用者へのメルマガ等による情報提供などの活用を検討していく。</p>	<p>令和2年 9月</p> <p>文化 政策課</p>
E 静岡県舞台芸術公園					
意見	<p>①施設の活用方法の検討</p> <p>当該施設は、端的に言えば、SPACが芸術活動を行うために税金を使って維持管理している特殊な施設であり、一般的な都市公園などと比べても一般利用者数は非常に少ない。しかも、肝心の専用使用者であるSPACも年間の半分以上を使用していない施設もある。</p> <p>一方で、当該施設は、SPACの公演が行われるグランシップの劇場からも、日本平山頂の展望施設からも近く、劇場公演の観客や日本平山頂の展望施設の観光客をうまく呼び込むことができれば、かなり有効な活用も期待できる場所に立地している。</p> <p>設置から20年以上が経過し、施設の老朽化も進んできており、今後、施設の改修費用も増加して</p>	P70	措置対応中	<p>平成30年度に県と管理者とで舞台芸術公園利活用検討会議を立上げ、公園の利活用方法、県民への還元方法について検討を行っている。</p> <p>令和元年度には、新たにSPAC演目に関する展示や、稽古場等を見ることができる施設見学ツアーを実施した。</p> <p>令和2年度には、外部有識者の意見を踏まえながら、県民が演劇を通じて豊かな文化を享受できる地域の形成を実現するため「演劇の都」構想を策定しており、令和3年度にはこの構想に基づき、舞台芸術公園を拠点として観光・交流の拡大に繋げるための手法や、指定管理者のあり方につ</p>	<p>令和4年 3月</p> <p>文化 政策課</p>

いくことが予想される中で、現状の活用方法のままでは、県民の理解は得にくいであろう。

SPACは、公益財団法人という形態にはなっているが、実質的に静岡県の劇団であり、そのSPACの芸術活動の場が当該施設であるとすれば、SPACの活動はもっと積極的に県民に還元されるべきであるし、当該施設はSPACの活動を県民に還元するための場としてもっと積極的に活用できるものにしていくべきである。

担当課は、当該施設の本来の目的であるSPACの芸術活動の場としての機能を維持することを考慮しながらも、より積極的な一般利用の方法、県民への還元の方法を検討すべきである。

また、現状では、SPACの専用使用を前提としていることから、公園の使用者であるSPACが当該施設の指定管理業務を担うという特殊な状況にある。今後、公園の一般利用が進み、公園の位置づけの見直しが必要となる場合には、指定管理者についても、必ずしもSPACでなくてもよくなることも考えられるため、その際には、指定管理者の選定方法についても見直すべきである。

#### ②警備に関する支出の見直しについて

当該施設では、365日、24時間体制で警備員を配置しており、施設正面入口から外部に対する一定の牽制効果が期待できるほか、SPACのスタッフ・宿泊者・園地散策者等を含めた施設利用者からの様々な連絡を受け付ける第一の窓口になっている。

しかし、その反面、監視カメラもなく、樹木も多い見通しの悪い広い園内で本当に必要としているレベルの警備ができているのか、という疑問もある。

担当課は、警備体制のあり方と

いて検討する。

管理者との検討の結果、様々な連絡を受け付ける第一の窓口として、常駐警備員は継続する予定である。

警備等常駐業者、SPACスタッフ等の例月管理業務打合せを実施し、日常警備等の情報交換を行い、警備強化・改善に努めている。

令和2年度に策定した「演劇の都」構想を踏まえ、適正な警備体制について検討を進めていく。

意見

P71

措置  
対応中

令和3年  
10月

文化  
政策課

	警備に関する費用対効果について再検証すべきである。					
F 静岡県立水泳場 G 静岡県富士水泳場						
意見	<p>②施設のあり方の検討について</p> <p>県立水泳場は高校総体（平成3年開催）、富士水泳場は国体（平成15年開催）における競技会場として整備された施設であり、いずれも50mと25mの競泳用プール及び飛込プールという同スペックの設備を有している（すべて公認プール）。</p> <p>施設の設置目的は、第一に「競技力の向上」があり、二次的に「県民一般の健康増進とスポーツ振興」がある。そのため、利用においては競技者の利用が優先されている。また、一般開放分を含めると、平成29年度にはいずれの施設も年間10万人を超える利用があるが、減免利用者が多いため、収支の改善に結びつかない特徴がある。平成29年度における施設全体の収支（県と指定管理者の連結収支）は、県立水泳場で158,736千円、富士水泳場で204,886千円、合計363,622千円の支出超過で、同様の機能を持つ施設を重複して保有することで県の負担は2倍になっている。</p> <p>県立水泳場は建設から約30年、富士水泳場も16年が経過し、各所に経年劣化が見られ、今後、さらなる修繕費用や設備更新等が必要と見込まれる。現在の施設を維持していくのか、あるいは設置目的を見直して施設の集約やダウンサイジングを図っていくのか、県スポーツ推進審議会等を活用し、長期的な視野で今後の方向性を慎重に検討していく必要がある。</p>	P85	検討中	<p>平成30年度に実施した劣化診断の結果を元に、令和元年度に中期維持保全計画を策定した。</p> <p>中期維持保全計画を踏まえ、補修の年次計画を具体化する過程で、コスト縮減の観点も含めて長期的視点で今後の方向性を慎重に検討していく。</p> <p>検討に当たっては、静岡県スポーツ推進審議会等を活用し、施設全体の収支、競技人口や本県の地理的特性、他の競技施設の設置状況等を踏まえるとともに、次期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け行政経営課が進める静岡県公共施設等総合管理計画とも整合を図っていく。</p>	令和4年3月	スポーツ振興課
意見	<p>③コンセッション事業の導入可能性の検討について</p> <p>当該施設では、制度の標準期間である5年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視</p>	P86	検討中	<p>②の施設のあり方検討（施設の設置目的、規模など）と併せて、公費負担の抑制効果、競争性確保によるサービス向上効果を総合的に勘案し、施</p>	令和4年3月	スポーツ振興課

野に立った提案を受けにくいことが課題である。

第4期（平成30～令和4年度）募集において、応募者（現指定管理者）から施設整備に関する提案を受け、トレーニング室のリニューアルやWi-Fiの整備等が進められ、施設の利便性が図られてきたところであるが、指定期間が今よりも長く設定されれば、より長期的な投資提案を受けられることも期待される。

指定管理者制度以外の官民連携制度にコンセッション方式があるが、コンセッションによれば、数十年という長期契約も可能となることから事業者の裁量は広がり、中長期の設備更新という行政課題についても、民間ノウハウを生かした提案を受けられる可能性が出てくる。

文部科学省の「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」最終報告でも、スポーツ施設におけるコンセッション制度導入のメリット等が示されており、たとえ独立採算が見込めない施設であっても、公的負担の抑制効果が出れば有用であることから、当該施設に最も適合する官民連携制度を研究し、効率的な経営の仕組みを構築していくことを検討されたい。

④ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案について

スポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。

安全なスポーツ施設を持続的に運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携による効率的な経営の仕組みを考えるとともに、施設の

設に最も適合する官民連携制度を研究する。

次期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け検討していく。

現在、2施設とも土地を市から無償で借用していること、富士水泳場については、オリンピック関連イベントの誘致を目標している施設であることから、ネーミングライツについては、公募の対象外施設とされている。

現在は、要項により禁止行為としている広告等の掲示については、近年の公共施設の運営手法の多様化の状況を踏まえ、財源確保の観点から、次

意見

P86

検討中

令和4年  
3月

スポーツ  
振興課

<p>設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これを活用していく施策を立案していくことも重要である。ネーミングライツのように施設そのものに係るもののほか、施設内外の看板設置による広告収入策や、寄付金の募集、基金の創設等の一層の財源確保に取り組みたい。スポーツ競技は、官民間問わず、企業広告や協賛の対象となることが多いことからさまざまな事例があるため、これらを検証し、当該施設にふさわしい方法を研究する必要がある。</p>			<p>期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け検討していく。</p>			
<p>○ 静岡県立朝霧野外活動センター</p>						
<p>意見</p>	<p>②収支計算の見直しについて  指定管理者制度導入以降に人件費が大きく減少し、このままでは指定管理者の引受先がなくなり、事業を継続できなくなるリスクがある。  これに対して、単純に人件費を増額すればいいのではなく、収支計算について総合的に見直していくべきである。具体的なポイントとしては、次のような点が考えられる。  ア. 利用料金と自主事業の利用料減免の見直しについて  県（税金）と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額を比較すると、税金負担額が大きいことがわかる。  当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。  利用料金については、担当課によって平成26年度に見直しを検討され、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、現行の料金設定を継続する理由付けに終わっている。しかし、スケートリン</p>	<p>P176</p>	<p>措置完了</p>	<p>ア. 利用者負担割合が低い現状を踏まえ、施設の継続的・安定的な運営を図り、適切に維持管理していくため、利用料金と減免基準を見直した。さらに、スケートリンクの利用料金を新たに設定する。  令和2年度に必要となる条例・規則を改正し、令和4年度から施行する。</p>	<p>令和2年 12月</p>	<p>社会 教育課</p>



	<p>クの利用料金の設定など再度検討すべき余地があると考える。</p> <p>たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。</p> <p>減免については、自主事業における利用料負担を見直すべきである。</p> <p>イ. 支出項目の見直し</p> <p>スケートリンクの保守管理費用が多額で、かつ限られた利用者が追加負担ゼロで利用していることについて、スケートリンクを存続する意義について検討すべきである。</p> <p>ウ. 指定管理料の上限額の算定方法</p> <p>指定管理料の上限額の算定は、概ね過去4年間の実績平均に基づいて算定されており、指定管理者の経営努力分などの分析は行われていなかった。次の指定期間（令和2年度から）の上限額の算定には、『手引』に従って、指定管理者の経営努力分の分析を行い、特に、人件費については、将来にわたって持続可能な体制を維持するために積極的に見直しを行う必要がある。</p>			<p>イ. 利用状況や設備状態等を基に検討を行った。スケートリンクは、冬季の利用推進に寄与しており、設備も比較的良好な状態であることから、引き続き活用を図っていく。</p> <p>また、維持管理費について、利用者に一定の負担を求めるため、利用料金を新たに設定する。</p> <p>ウ. 令和2年度からの指定管理者の公募にあたり、過去実績を精査するとともに、人件費を見直しの上、上限額を算定した。</p>		
P 静岡県立三ヶ日青年の家						
意見	<p>③収支計算の見直しについて</p> <p>施設全体の収支差額合計は1億円を超える赤字で推移しており、継続的に、収支の見直しを検討すべきである。具体的に見直すポイントとしては、利用料金の利用</p>	P189	措置完了	<p>利用者負担割合が低い現状を踏まえ、施設の継続的・安定的な運営を図り、適切に維持管理していくため、利用料金と減免基準を見直す。</p> <p>令和2年度に必要な</p>	令和2年12月	社会教育課

料減免の見直しが考えられる。  
県（税金）と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額からすると、利用者負担額に比べて税金負担額が大きいことがわかる。当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。

利用料金については、担当課によって平成28年度に見直しの要否が検討されていて、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、今の料金設定を見直さなくてもいいとする理由付けに終わっている。たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。

る条例・規則を改正し、令和4年度から施行する。